

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和3年12月8日

東京都作業部会確認年月日 令和3年12月9日

事業名 共同実施事業（オペレーション等）

案件名 晴海選手村宿泊施設等の原状回復協定について

確認の視点	東京都の見解	備考	
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ● 本件はオペレーションに係る事業であり、経費分担は平成29年5月31日の大枠の合意に基づくことが確認できた。 ● 東京都は、大会経費の都の枠内である場合、合意に基づきパラ経費（組織委員会2：国1：都1）を負担する。 		
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成29年5月31日の大枠の合意において、オペレーションは組織委員会が必要な経費を負担し、業務全般の役割を担うことになっている。 ● 本件は、開催都市契約大会運営要件に基づき、大会運営の一環として行う事業であることから、当該運営を担う組織委員会が本件を一括して執行した方が効率的、効果的である。 		
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会の選手村における宿泊施設等の整備等に関する基本協定書」に基づき、組織委員会は選手村施設の原状回復に関し、都に対してその責任を負い、原状回復にかかる費用を負担することとなっている。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ● スケジュールや工事の効率性を重視し、建物明渡し後に、特定建築者が、内装解体工事や特定建築者の改修工事と併せて原状回復工事を行うこととなっていることを確認した。 ● 原状回復清掃等は、明渡し前検査において破損・汚損等の発生が確認され、原状回復工事が生じたことにより清掃等の範囲が減少する場合には、該当する項目について、その分を減じた数量に変更した上で算出した金額となっていることを確認した。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> ● 選手団に請求すべき項目については、公費負担の対象から除外されていること又は今後除外される予定であることを確認した。 ● 組織委員会が加入する賠償責任保険の適用が可能となる項目については、保険適用額が決まり次第公費負担の対象から除外される予定であることを確認した。 ● 経費について、公共建築工事標準単価積算基準等を参考に、実態を踏まえて適正に算出されていることを確認した。 	

<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本件にかかる費用は、選手村運営に必要な大会経費であり、公費負担の対象として適切であることを確認した。 ● V5 予算に収まっていることを確認した。 ● 現時点で組織委員会が加入する賠償責任保険の適用の可否を確認中の項目等については、今後適用されることが確定された場合、公費負担の対象から除外するものとする。 	
---------------------------------------	---	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。